

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 1 8 年 6 月 1 3 日)

- 1 . 各一部事務組合の現況と経過報告
- 2 . 大畑消防署庁舎建設に係る予定地について

む つ 市 議 会

む つ 市 議 会 全 員 協 議 会 会 議 録

○ 開会の日時 平成 1 8 年 6 月 1 3 日 (火) 午後 2 時 5 0 分開会
午後 3 時 5 4 分閉会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席議員（57人）

1番	濱田	栄子	2番	山本	留義
3番	白井	二郎	4番	村中	徹也
5番	堺	孝悦	6番	川端	一義
7番	川下	八十美	8番	小林	正
9番	菊池	一郎	10番	新谷	功
11番	高田	正俊	12番	村川	壽司
13番	東	健而	14番	澤藤	一雄
15番	石田	勝弘	17番	杉浦	守彦
18番	柴田	峯生	19番	杉浦	洋
21番	横垣	成年	22番	工藤	孝夫
23番	大澤	敬作	24番	松野	裕而
25番	東谷	良久	26番	東谷	正司
27番	佐々木	隆徳	29番	竹本	強
30番	千船	司	31番	坂井	一利
33番	板井	磯美	34番	飛内	賢司
35番	赤松	功	36番	田澤	光雄
37番	徳	誠	38番	佐々木	肇
39番	鎌田	ちよ子	40番	菊池	広志
41番	野呂	泰喜	43番	千賀	武由
44番	目時	睦男	45番	田高	利美
46番	澤田	博文	47番	菊池	清
48番	柏谷	均	49番	工藤	清四郎
50番	服部	清三郎	52番	杉本	清記
53番	慶長	徳造	54番	佐藤	司
55番	牛滝	春夫	56番	本間	千佳子
57番	半田	義秋	58番	坪田	智十司
59番	斉藤	孝昭	60番	中村	正志

6 1 番 富 岡 修
6 3 番 宮 下 順一郎

6 2 番 川 端 澄 男

○ 欠 席 議 員 （ 5 人 ）

1 6 番 富 岡 幸 夫
2 8 番 立 石 政 男
4 2 番 工 藤 直 義

2 0 番 久 保 田 昌 司
3 2 番 福 永 忠 雄

○ 説 明 の た め 出 席 し た 者

市	長	杉 山	肅
助	役	田 頭	肇
収 入	役	田 中	實
教 育	長	牧 野 正	藏
公 営 企 業 管 理 者		杉 山 重	一
総 務 部	長	齋 藤	純
総 務 部 理 事 出 納 室	長	西 堀 敏	夫
企 画 部	長	渡 邊	悟
民 生 部	長	高 橋	勉
保 健 福 祉 部	長	名 久 井 耕	一
経 済 部	長	佐 藤 純	一
建 設 部	長	成 田	豊
教 育 部	長	宮 下 孝	信
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事		新 谷 加	水
公 営 企 業 局	長	小 川 照	久
総 務 部 次 長		千 船 藤	四 郎
企 画 部 次 長		工 藤 武	勝
企 画 部 財 政 調 整 監		近 原 芳	栄
企 画 部 企 画 課 長		奥 島 慎	一
企 画 部 財 政 課 長		下 山 益	雄
川 内 庁 舎 所 長		佐 藤 吉	男
大 畑 庁 舎 所 長		伴 邦	雄
脇 野 沢 庁 舎 所 長		舩 澤 桂	逸
総 務 部 総 務 課 長		鴨 澤 信	幸
総 務 部 総 務 課 行 政 係 長		吉 田	真
総 務 部 総 務 課 行 政 係 主 査		中 野 敬	三

○事務局出席者

事務局長	小	島	昭	夫
総括主幹	工	藤	昌	志
庶務係長	金	澤	寿々子	
調査係主査	青	山		諭
議事係主任	葛	西	信	弘

次	長	高	田	文	明
主	幹	柳	田		諭
庶務係主査		濱	村	勝	義
議事係主任		赤	石	奈穂子	

(午後 2時50分 開会)

○議長(宮下順一郎) ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることにしております。

それでは、市長から報告をお願いいたします。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

まず、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成18年3月24日に開会されました組合議会第106回定例会に提案され、可決及び承認されました11議案1報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、国に準じて職員に適用される給料表及び昇給に関する規定並びに勤務手当の支給割合を改定するとともに、給料表の切りかえの方法、経過措置等を定めたものであります。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における事業本部事務局、むつ総合病院、川内病院、大畑診療所、佐井診療所及び脇野沢診療所の職員に係る給料月額100分の2を減額することとしたものであります。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部改正に伴い条文整備したものであります。

次に、議案第4号 一部事務組合下北医療センター病院診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは、使用料及び手数料の延滞利率の改正のほか、診療科等に関する条文整備を行ったものであります。

次に、議案第5号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、国民健康保険下風呂診療所及び同蛇浦診療所を廃止することとしたものであります。

次に、議案第6号及び議案第7号 指定管理者の指定についてであります。これらはむつりハビリテーション病院に係る指定管理者に社団法人むつ下北医師会を、東通村診療所及び白糠診療所に係る指定管理者に社団法人地域医療振興協会をそれぞれ指定したものであります。

次に、議案第 8 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。これは構成団体である中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合が平成18年 2 月26日をもって解散したことにより、同組合を脱退させるためのものであります。

次に、議案第 9 号 一部事務組合下北医療センター総務費に係る負担金の平成18年度分賦につき承認を求めることについてであります。これは平成18年度の議会費を除く総務費の構成市町村への分賦について承認を得たものであります。

次に、議案第10号 平成17年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは、給与費及び建設改良費について補正したものであります。

次に、議案第11号 平成18年度一部事務組合下北医療センター予算についてご説明いたします。

まず、業務の予定量についてであります。病床数は729床、患者数は入院患者を年間延べ20万8,050人、外来患者を年間延べ52万8,331人と見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出についてであります。収入では本部収益及び病院事業収益で129億2,408万2,000円、これに対する支出では、組合事務費である総係費及び病院事業費で125億8,535万8,000円を予定し、差し引き 3 億3,872万4,000円の税込純利益となる収支計画となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入では企業債及び負担金等で11億8,057万7,000円、これに対する支出では、建設改良費及び企業債償還金で14億1,081万円を予定しております。

なお、施設ごとの病床数等につきましては、お手元に資料を配布しておりますので、省略させていただきます。

次に、報告第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは平成17年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、起債の目的、限度額及び償還の方法を改めたものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。平成18年 3 月28日に開会されました組合議会第84回定例会に提案され、可決されました 6 議案についてご説明いたします。

まず、議案第 1 号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 2 号 下北地域広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これらは一部

事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げましたものと同様のものがあります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは、危険物の規制に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、船舶に給油することができる移動タンク貯蔵所に係る手数料を新設したものであります。

次に、議案第4号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。これは、一部事務組合下北医療センター議案で申し上げましたものと同様のものであります。

次に、議案第5号 平成17年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。これは、決算見込み等により補正したものであります。

次に、議案第6号 平成18年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出とも66億1,319万8,000円となっております。

なお、2月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（宮下順一郎） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。5番堺孝悦議員。

（5番 堺 孝悦議員登壇）

○5番（堺 孝悦） 皆さんご存じのとおり、病院問題は非常に県も絡んでいて、市単独でなかなかかじ取りができない状態と、これ重々承知しているわけですが。ただ、私も大畑診療所については、合併以前から医師問題をずっと引きずってきているわけですし、合併後大畑診療所が複数医師により大畑の住民の健康のために寄与するというものを期待してきたわけですが、我々は。しかしながら、現況はなかなかそうはいかないと。先般もある政党の方が見えまして、大畑の現状を聞き取り調査したこともあります。その中で、現在ここに異動の内示というか、資料ありますけれども、高橋医師の孤軍奮闘なのです、本当に、市長。彼が倒れたら、大畑住民並びに北通りの住民は、手も足も出ない。病院あっても医療なしの現状が目の前にまさに横たわっています。市長も研修制度を何とか活用して、その辺で医師の負担を軽減し、充実した医療制度を望んでいるのはわかるのですけれども、何しろ気持ちがあ

ってもなかなか医師がそれにそぐわないと。

そこで、これは唐突な話ですけれども、きのうの新聞をたしか市長は見ているはずです。実は、新聞報道によりますと、防衛庁の医師が900人全国にいるそうです。そして、従来は防衛庁関係あるいは自衛隊関係の方々だけの医療だったのですけれども、やはりその医師の中からも民間の医療にもっと入っていくべきではないかという声も多々あるということで、交代交代で九州の方で民間の病院に派遣してもらっているという事実がございます。急な話で申しわけないけれども、この下北にも国防という名のもとに大湊に総監部があるわけです。多分あそこにはたしか病院があったはずだと私記憶していますけれども、どうですか、市長。この際、その方面にもご協力を願うという気はありませんか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 堺議員のご発言の趣旨に直接お答えする前に、高橋院長先生は、確かに奮闘されていらっしゃる。しかし、同時にむつ総合病院からも医療支援という形で、週に何度かそれぞれの診療科から大湊診療所に派遣しておりまして、診療のお手伝いを申し上げておるという事実だけはとりあえず申し上げておかないと。孤軍奮闘は評価はしますが、ただ孤軍奮闘を放置していることではないということにも思いをいたしていただければと、そう思うところであります。

そこで、かつては海上自衛隊病院、航空自衛隊病院、陸上自衛隊病院という言い方をしておりましたが、今は自衛隊病院という言い方で、陸上であろうが海上であろうが航空であろうが関係なく、自衛隊の職員あるいはその家族の方々を診療するという仕掛けになっておると。この問題が青森県内で一番最初に地元医師会から反対されて一般患者を診療しなくなったという歴史があるのです。どこでやったかは申し上げません。最も県内で自衛隊員の多いところがそういう歴史を持っていると。当時はまだ大湊海上自衛隊病院と言っていた時代に同じような問題提起がありまして、よその医師会がそういう結論を出しているのに、こちらがそれに反対することはできないというような理由で自衛隊病院の医師が、あるいは自衛隊病院で診療を受けること、あるいは自衛隊病院の医者が診療に参加すること、制約を加えられてまいっております。ただし、現在むつ総合病院では自衛隊大湊病院のお医者さんが研修をなさることには協力を申し上げておると。ですから、むつ総合病院と自衛隊大湊病院とは極めて良好な関係になっておるのであります、病院それぞれは。医師も交流がかなり深まっております。しかし、青森県医師会がかつてつくった基本的な考え方を直してくれない限り、病院を開放すること、

あるいは医師を診療に参加させること、これはかなり難しいと思います。

私は、自衛隊大湊病院の院長先生からそれなりの信頼をいただいております。酒飲む席では、特に信頼をいただいております。というのは、何とか一緒に診療に参加できないか、自衛隊員だけを診療するのでは医者としての技量の幅が狭くなると。こういう問題を抱え込んでいるという事情もありますので。この辺、医師会とも仲よくしていますよ。その辺を解きほぐす方法があるかどうかは今悩みの種であるということで、この辺をご理解ください。ただ、手をこまねいて見ているということでは決してないということをご理解いただければ、今後の展望についても議員各位からもご支援をいただけるようになるのではないかと、そう思っております。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 自衛隊の病院関係者とは、もう既にある意味では築かれたものがあるということで。今の時代、もう既に皆さんご存じのとおり、国防という名のもとに旧自衛隊の専守防衛ということから一步踏み出しまして、海外の医療派遣にも十分活動しているわけです。そういう点では、我が国の国民に対してそういうことをやるのは、これは最も順当な考え方です。ただ、従来の医師制度がそこになかなか既得権益と言えは怒られますけれども、従来の医師の制度の中からなかなかそこに踏み込んでこれないというのはわかります。しかしこういう地域医療を考えた場合に、我々が望みとするものは、もはやそこに頼らざるを得ない状況であるということをご踏まえまして、市長のより一層自衛隊関係、国防という名のもとにも、これからテロ行為とかいろいろあります。やはり人民の命を守るのはテロだけではないわけです、医療も含まれるわけですから。その辺で、医師会とももっと現状を把握してもらって、やはり自衛隊の力も地域医療に関しては仰ぐと、そういう立場でこれからむつ総合病院を中核とした大畑、川内、脇野沢の診療にぜひ力をかしていただけるような運動をしていただきたいと。

また、我々もそういうことであれば、医師会と直談判して、地域の住民として話し合うのも、これも策だと思います。いろんな方法で打開策を練らないことには、やはりあれだけの建物が皆様にとっては大変な重荷になっていると。そして、また何とかしたいという思いがずっと合併前から引きずっているわけです。合併後1年たった今日、市長の選挙をくぐった新市長としての意気込みを、ここに新しい分野でひとつご披露していただきたいと。よろしく申し上げます。これで終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 私も病院問題について若干質問したいと思います。

むつ総合病院に患者が集中しているということで、病院はベッドが随分埋まっているというような状況があるようでございます。入院が必要になってもなかなか入院させていただけないということで、市民の命が粗末にされている、こういう状況があります。大畑病院の一日も早い救急外来と入院機能の回復が待たれるわけではありますが、3月の全協での市長の答弁でも、診療所の入院は法律上48時間であることがはっきりしました。このことから、自治体病院機能再編成計画の見直しを県に働きかけて、大畑診療所ではなく、大畑病院の復活が必要だと思えます。これは、津軽の方で既に機能再編計画の見直しが必要になってきているという報道がありました。最近とみに医師不足の問題に関する報道がなされており、市長におかれても独自に非常なご努力をされておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げるものであります。5月15日に国会議員団の方々がむつ総合病院及び大畑診療所を視察されましたが、その状況が政党新聞で報道された中で、僻地医療に対する評価を高める必要があるという言及をされておられました。制度改革によって医師不足が進行しているわけありますから、再度また国の制度の見直しによって地方にも医師が配置されるよう求めていくべきだと思います。市長のご見解をお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 医師不足という現象は、今青森県に限った問題ではなくて、とりあえずは宮崎県と青森県が医師の採用の特例を認めてもらういわゆる特区制度を採択してもらったということからいっても、宮崎県と青森県と比べると、似たような状況ですが、それに類する都道府県、都は余っているくらいですから問題はないにしても、特に県の部分で相当な医師を確保するための苦悩が始まっている。岩手県が少し前進したようであります。今宮崎県、青森県が進めようとしているのは、県の職員として医師を採用して、県内のそれぞれの医療圏に医師を派遣するようにしたいということですが、県の職員として採用するというのがみそなのです。かつて弘前大学の吉田豊学長が、青森県立中央病院の職員として採用したらいかがかという提案をしているのです。病院に医師として採用するのではなくて、県の職員として採用する、保健所の技師を採用するのと同じような考え方に立脚している。これは、地方公務員法がどの辺でどう作用しているのかは、私はまだ勉強していませんからよくわかりませんが、魅力に欠ける採用の仕方、こういうことを考えざるを得ない。それにしても、来年、再来年の話ではないのです。こういう方針は打ち出しましたし、それに伴って県と市町村が奨学金制度を

維持するということも並行してできました。

かつては、奨学金制度と同時に予備校制度までつくっていたのです、県が。これは、市町村全部金を出して、弘前大学の医学部に合格させるための予備校というのがあったのです。その初代の院長をやっていたのが田名部高校の校長をやった田村という先生です。10年ほど前に全部やめてしまったのです、これ。この制度をつくったとき、既に青森県内に医者は足りないのだということで予備校制度をつくり、奨学金制度をつくっていた。何であの時点でやめたのでしょうか。私どもがいないところで役員会で決まってしまった、解散しますということで。今になって慌てて再構築しようとしている。それも医師を純粋に養成していこうという考え方ではなくて、県職員として採用しますよという。このねらいが何なのかというのはまだ私はわからぬ。これは、要するに異動、転勤を自由にできるようにするという仕組みです。今の自治医科大学の卒業したお医者さんたちが、県の職員として一たん採用されている。この仕掛けの右倣えです。自治医科大学というのは本来授業料を払わなくていいわけですから、それを小型化して、もう少し僻地勤務というものを除外して、青森県と宮崎県で独自のものをつくろうということですから、この魅力がどの辺まで人々を引きつけるか、医師になりたいという人を引きつけるかと、こういうことにまで私は考えを及ぼさなければならない、私個人としてです。

話がわき道に行ってしまうようですが、ただし西北の方で地域医療圏の見直しをやるというのは、県が打ち出した方針を大幅に改刪し合って、新しい我々の土地の足しになるようなことをやってくれと、こう言っているのです。ですから、下北は既にその案をのんでいますから、県の案をのんでいますから、これと違ったもっとすばらしいのをつくれといったって、西北の方がどうまとまるかわかりませんが、これは恐らく一たん提示して、のめませんと言ったら、ではあなたの方勝手にしなさいという答えしか用意しないはずです。西北五の病院というのはどのくらいの病院をつくるという提案しているかご存じでしょう。現在の西北中央病院の5割増しの病院をつくるということです。我々は自力でむつ総合病院をつくっているのです。大畑も病院つくったときは自力でつくっているのです。西北五の病院は、県もお手伝いしますという方向性を打ち出しております。だから、もっといい地域医療のシステムをつくってくれという要求になっている。

考えてごらんください。弘前大学がすぐそばにあるのです。県病からの距離も我々のところよりうんと近いのです。そこでもっといいものをつくってよこせと、こう言っているのですから。津軽で地域医療システムを見直せと言

っているのは、我々が要求しているものと違うということをご認識いただきたいのです。我々は、今与えられている枠の中でどうやれば地域医療を確保できるか。大畑診療所に入院が48時間と言っていますけれども、それ以外にもっと長期に入院、実質的な入院ができるようなシステムを構築するという方法は残されているわけです。こういうことをともに考えていかなければならない時代に我々はもう既に踏み込んでしまっている。実は、片足ではなくて、両足をとられているのかもしれない。この中で、いじめる方といじめられる方ではなくて、手を組んで前に進む方向で一緒に進んでいきたいと私は願っております。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 市長は、いろいろ苦勞されているというのは重々承知のうえで、市民の皆さんの命が随分粗末にされているという現状があるということで、ぜひむつ総合病院のベッドが満杯になったこの状況をどう打開するのかというようなことをもっとお考えいただきたいと。それから国の制度を変えることによってこうなったのですから、その国の制度によって、ある意味強制力を伴う医師の地方への配分というようなことも念頭に入れていただきながら取り組んでいただきたいということでお願いを申し上げます。終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 私は、医療センターの関係が一つと、広域消防の関係一つの、二つお聞きしたいと思います。

一つは、むつ総合病院で診療科を新設するか、あるいは相談窓口を設けてほしいことなのですが、最近非常に破産者が多くなっています。その破産している方の要因を見ますと、パチンコ依存症が多くなっているわけです。それらの方々が病気だという判断で、やはり診療の受診をすればいいわけですが、そういったところを受ける場所が非常にないわけで、むつ総合病院なら何とかそういう窓口をつくっていただけないかと思っているわけです。同時に精神科の方のうつ病対策につきましても、自殺者が非常に多いということから、やっぱり何らかの窓口をつくってほしいなど。

それともう一つは、交通事故により非常にむち打ち症が多いわけですが、どうも病院に行きますと、それはもう治らないと、あるいは治ったということで患者とトラブルが非常に多いということを伺っているのです。最近の医療の状況を全国的に見ますと、何か脊髄にやはり異常があると、脳脊髄性何とかという病気が発見されまして、その治療をしたら、そのむち打ち症候群

がかなり減ってきているということなのです。ですから、そういった点の新しい病気の動きに対して、下北の殿堂である一部事務組合下北医療センターむつ総合病院が相談の窓口を設置してほしい、こういうことです。

それともう一つは、今国会で法律が通ってまいります、がん対策になります。私の知っている人でも、むつ総合病院で診療を受けまして、本人は全く自覚症状がなかったそうですけれども、いわゆるお医者さん、あるいはその他の検査の結果、患者に対してお医者さんが直接あなたはがんだと、こういう宣告をされた方が3人いらっしゃるわけです。そのうち1人は亡くなりました。2人のうち、1人はむつ総合病院で手術をして治療をしております。もう1人は、弘前大学病院で現在レーザー光線照射などのがん対策をしているわけです。私は比較的本人はがん宣告を直接されましても、本人たちのお話を聞きまして、治るという意欲の方がわいてきたというのです。同時にその宣告を受けたときにいた周りの人たちが、非常にショックを受けて、逆に病気のようになった方もいらっしゃる。それがむつ総合病院に行きまして、第二内科みたいに中の待合室があって、そしてお医者さんの診察室があるわけですが、そこで少し声高に言いますと、外にいる患者にそのことが聞こえるということがあるようなのです。結局個人情報の問題もありましょうし、その辺のところを、お医者さんの決断でがん宣告して、昔の胸の病気みたいに、もう宣告して当たり前になるというような時代が今到来したのではないかと考えているわけです。そういった面で、今後の国・県なりむつ市のがん対策等にそういったことをひとつ織り込んで、患者相談の窓口を下北医療センターの中でつくっていただけないかと、こういうことが一つです。

それから、二つ目は、私どもの方の消防分署の屋根のことなのですが、当初予算に計上されても、今日まだ施工になっていません。その業者の選び方につきまして、私どもは常に合併したむつ市で、むつ市内の業者には立派な屋根業者もいらっしゃるわけですから、むつ市内の人たちが働く場所がなくて困っているわけですから、むつ市内の業者を選んでほしいということでご要望を申し上げておりますが、どうも話を聞きますと、よそから飛び入りのような業者も入ってくるようなうわさまでございます。その辺のところを市長、ぜひむつ市民のために働いている人へ仕事を回してやるというお考えがないのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 柴田議員の最初のお尋ねは、ちょっといろんな要素を含んだもので、コンファレンスというのはそれぞれやっていますので、そのお医者さんの特性で早いがんだから早く治療しましょうやという言い方をなさ

っている場合もあるかと思いますが、もう一つは、医療行為をする際には、インフォームド・コンセントというのを必ずしなさいと今義務づけられている。その義務づけられている方を重く考えれば、「あなた、がんですよ」と。うちの家内ががんだったときに、私がお寺さんにいたのです。そこへ担当のお医者さんから電話が来て、「おたくの奥さんがんですよ」と言うのです。寺に来た宣告だから、これは治るなと思って。治って、まだ生きています。55歳でがんになって、70歳で生きていますから、大丈夫でしょう。ですから、そのケース・バイ・ケースによってあると思うのですが、コンファレンスやる部屋は、それぞれみんな持っています。それから、地域医療連携室というのをつくっています。これは、例えば脇野沢診療所から大間病院まで含めまして医師の状況がどうか、この患者さんどうしたらいいかという全部連絡をとり合って、今むつ総合病院と現在診療を受けている医療機関とが連携を密にして診療をやるような仕掛けをつくり出したのです。きょうも後ろの方に病院の職員が何人か来ていますから、今のような具体的なケースを病院内の医局との会議もございますので、十分相談するようにしていきたいと思います。

それから、市内の工事等、あるいは物品購入、できるだけ合併してこられた、あるいは合併した地域にある技術を持った方、物品納入の能力のある方を使うということ、この原則は、まだ合併して1年目ですから、再検討する余地など一つありません。依然としてその基本方針は変えないで、どうしても地元でできないようなものについてはよそからそういう業者さんを探すということは考えておりますけれども、それ以外は考えていません。脇野沢の消防庁舎の屋根が直っていないのは、まだ別な理由かと思いますが、これも後ろに職員が控えていますから、できるだけ早く発注するようにしたいと思います。ただ、事務組合の方には建築等の専門の職員がいないために、本庁舎、分庁舎の担当職と協議をするという時間がかかる場合がありますので、そういう事情も影響しているのかと考えられます。そのようなことで、私の立場からすると、可能な限り早く対応するようにという指示を今出したというふうにご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） むつ総合病院の先生初め医療センター全体の先生方は、本当に一生懸命頑張っておられます。このことは、私は十分評価しております。その接点として、やっぱりむつ総合病院の中にさっき申し上げたような診療相談科といいますか、新しい病気に対する相談科というふうなものも今後検討をして、お医者さんの配置の問題もあるでしょうけれども、何とかひ

とつ設置するように、住民が、むつ市民がいつでも相談に行けるというような窓口をつくっていただきたいなど、こう思います。

それから、市長の答弁、そのようになされるだろうという判断のもとにお聞きしたわけですが、やはりむつ市民が生活していくための一つの工事でありますので、ぜひ市民の中からそういう適任者を選んで工事をさせていただきたい。その信念は曲げないでいただきたいと、こういうふうをお願い申し上げて終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。10番新谷功議員。

（10番 新谷 功議員登壇）

○10番（新谷 功） アックス・グリーン・サービスの業務時間の件について、市長からお伺いしたいと思います。

ご存じのとおり、ごみ処理施設アックス・グリーンは平成14年12月1日から試験操業を始め、そして平成15年4月1日から本格操業を始めたわけでございます。そこでお聞きしたいと思います。実は、この「むつ市のごみ」というパンフレットにも書いてありますけれども、この利用できる時間が午前9時から午後5時までとなっておるわけでございます。この業務開始時間午前9時ということと、8時あるいは8時半ということに改めてもらえないものかなと、このように考えておるわけでございます。アックス・グリーン・サービスの操業以来、多くの市民から、この9時の業務開始時間は大変不自由だと、このように私の方に寄せられておったわけでございます。通常市、県、あるいは国の施設関係の業務開始時間はおおむね8時半と、このように考えておるわけでございますが、なぜか今のアックス・グリーンに関しては午前9時となっておるわけでございます。一般の会社であれば、出勤が7時半あるいは8時ということになっているわけでございますが、そしてごみを車に積んで、アックス・グリーンの方に搬入するといえ、おおむね現場に着くといえ、8時半ごろになろうかと、このように思っておるわけです。そこに行けば、もう毎日10台あるいは十数台の車が待機して、いつゲートが開かれるのか、今か今かと待っている状態だそうです。市長は、自宅から市役所に向かうとき、この状況を見ているのではないかと、このように思っているわけでございます。そういうことで市長、市民と市民生活と密接な関係があるこの施設の業務時間を、せめて8時で、面倒であれば8時半にというふうにしていただけないものでしょうか、お伺いしておきたいと思います。

そこで、アックス・グリーンの方では、9時ということになっておりますけれども、9時にしなければならないまた特別な事情があれば、それを伺っておきたいなど、このように思っておるわけでございます。市長は、本当に

市民に対しては目配り、気配りの市長でございますので、どうぞその点考えてご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今おっしゃるように、アックス・グリーン・サービスは、新しいいわゆる清掃工場の運転形式をとっています。二つほど問題が出ております。まず第一は、持ち込んでこられるごみの処理料が安いということです。一般廃棄物に分類されるものは持ち込んでよろしい、しかし持ち込んでこられるのは安い。安いのは当然です。これは、集める手間がかかっていないのですから安いのです。某焼き肉屋さん、出前してもらうと、店で食べるより安いというのがあります。しかし、アックス・グリーン・サービスという会社は、運転の7割方を指定管理者的に受けている会社でありますから、指定管理者として契約する際の内容にそのような問題が既に定められている可能性があります。私、余り詳しく承知しておりません。でありますから、今新谷議員からご指摘のあった点については、なぜそのようなことになったのか、それを改善する可能性はあるのかどうかといったようなことを検討させます。ただし今、冒頭申し上げたことは、安過ぎるという言葉がついているのです、持ち込み処理が。その辺もあわせて検討をしなければならないだろうと。要するにまだ運転を、こういう形で運転を開始して、その時点で検討した内容が2年たって、今まだ妥当な状況になっているかどうかということを検討し直す、そういうことでありますから、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（新谷 功） 今の市長の説明、何だかわかったようでわからないのですけれども、実は搬入すれば安いと、それと業務時間との関係、これ、あれっと思ったのですけれども、実は市長、前のむつ市清掃センター、これは市の職員が全部賄っておったのですけれども、このときは8時半から受けておったのです、市長。通常我々考えれば、官から民ということに変われば、サービスの向上が当然図られると、このように考えるわけなのです。だから、そういう意味でも、これは9時からの受け入れ時間、業務開始時間がよく市長も存じていないということなのですけれども、そういうわけで、どうかこの件、市長、そういう時間帯にぜひとも検討していただけませんか。もしそれでどうしてもだめであるというのであれば、せめて冬時間あるいは夏時間、それからこの繁忙期等の時期だけでも市長、考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 個人的なことは申し上げたくありませんが、新谷議員も一般廃棄物の集荷運搬業務を営んでいらっしゃるので、アックス・グリーン・サービスという会社の中身は十分ご存じでしょう。これ24時間運転して3交代で経営している。これは、なぜそうなったかという、炉を一たん火を消してつけ直すとダイオキシンの発生量が多い、だから24時間運転にしていかなければならぬということでやってきている。24時間運転すると、これだけのごみの量が処理できますという計算が成り立っている。9時という時間の設定は、3交代の職員が出てくるときに合わせた時間の設定かもしれない。そういうことを見直しますというのです。市長、おまえが決めなさいと私に指示されても、さまざまな要素が絡み合っていてでき上がっているシステムです。あなたも関係者の一人という立場で、意見を私におっしゃっていただくよりも、そちらの方にある程度述べていただくことも大きな意味があるのではないかと、そう考えるところであります。私、細かいところまで承知するわけにいかないのです。それをここで答えを出せと、こういう質問をされましても、検討はさせますけれども、本当はその検討の前に参考になるご意見をおっしゃっていただくのは、私よりもそちらに出していただく方が早いのかもわかりません。このあたりのご検討をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 10番。

○10番（新谷 功） はい、検討させてもらいます。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） それでは、各一部事務組合の現況と経過報告に対しての質疑を終わります。

続いて、大畑消防署庁舎建設に係る予定地につきまして、市長から報告を受けます。市長。

○市長（杉山 肅） 大畑消防署庁舎建設に係る予定地の選定について、下北地域広域行政事務組合からその後の経過についての報告がありましたので、その概要についてご説明いたします。

議員の皆様におかれましては、一般施政方針の中で、昨年度までの経緯をご報告申し上げ、ご理解を賜ったところでありますが、このたび新たな大畑消防署庁舎建設用地の候補地として4カ所を選定し、大畑消防署、同消防団及び下北地域広域行政事務組合内部において慎重に協議を重ねてまいりましたが、その選定状況についてご報告いたします。

建設用地の特定場所は、地権者との用地交渉もこれからとなりますので、具体的には申し上げられませんが、前の建設予定地が決定されたこれまでの

経緯を踏まえ、地質的にも地盤が安定していると思われるバイパス沿いに複数の候補地を選定いたしております。

議員の皆様には、地権者との用地交渉により、ご快諾をいただいた後に改めて詳細なご説明を申し上げますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大畑消防署庁舎の建設に向けて、今後のスケジュールを簡単にご説明申し上げます。

平成18年度は、まず地権者の同意を得まして、ボーリング調査を実施いたします。調査には、約3カ月を要するものと思っております。この調査により、大畑消防署庁舎建設に支障がないとの結果が出た場合は、この土地の鑑定を実施いたします。

その後県及び東北経済産業局への全体事業計画の変更申請手続が必要となり、この事業計画が承認された後、その事業計画に基づき予算措置することになります。

平成19年度は、事業計画の変更に基づく交付申請手続が必要となります。

その後、建設用地の買収、地質調査及び庁舎設計業務委託を実施いたします。これらを経まして、平成20年度には本体の建設工事が実施できるものと思っております。

以上が大畑消防署庁舎建設に係る予定地及び今後のスケジュールであります。

○議長（宮下順一郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。5番堺孝悦議員。

（5番 堺 孝悦議員登壇）

○5番（堺 孝悦） 消防庁舎の建設ということで質疑させていただきます。

前にも一度質問しましたがけれども、かつて合併前に旧大畑町では、既に建設予定地があったのです。私たちも素人目には河川敷だと思うので、非常に地盤的に、あるいは地形的にいいのかということで、旧大畑町の議会で質問したところ、その当時の答弁では問題ないと。電源三法交付金を当てにしたわけですから、前倒しということもあったでしょうけれども、そのときは問題ないということで、我々は地質についても問題ないと勝手に思い込んだわけです。ところが、合併後地盤が軟弱でだめだと、そういう結果でびっくりしました。

そこで、この文面を見ますと、手法として、まずボーリング調査があって、次に地盤の鑑定をするというのがこの書面にありますけれども、旧大畑町でもこのようなボーリング調査を踏まえて、土地が適切なものであるかということが実際あったかと、この前の質問のときには、地質調査していなかった

という答弁だと私は記憶しているのです。そうなれば、同じそういう公共の建物に対して、旧大畑町と旧むつ市という旧地域で差があったというふうに私は考えるので、どうしてそういうことになっているのかということが非常に疑問なのです。そこをまず１点です。旧大畑町でボーリングしてあったのか。それを踏まえて候補地として挙げたのか、ここ１点。

それから、４カ所ほどバイパス沿いと、これは地権者との交渉もあるから、具体的なものは勝手に想像するのですけれども、大畑地区はご存じのとおり、大畑川の河川敷にずっと延びたまちでして、私が聞いたところ、図面を見ますと、ほとんど扇状地で問題ありと、つまり強度によっては、お金の上下はありますけれども、ほとんど地盤改良が前提となるような土地柄なのです。バイパス沿いといっても、果たしてその辺で地盤調査の結果、またしても地盤が悪いとか、結果が出ると非常に限定されてくると思うのです、その選ぶ場所が。

それともう一つ、この建物を建てるまでは所管がどこなのか。つまり、市長は私に前にこう言ったのです。計画については十分計画性を持って大畑消防署で計画を立ててほしいということを言いましたけれども、現実には交付金が来たときに、所管が財政課なのか、それとも企画課なのか、そして建てたものを無償譲渡という形で組合の方に行くのか、それとも組合の方にそういう土地選定から庁舎の設計までほとんど主導権を回すのか、その辺のやり方を聞いておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 実は、当初の建設予定地については、明確な資料はございません。現在の大畑消防署の建設に当たって地質調査をしたとすれば、これは永久保存でありますから、あるはずですから探しました。見つけれなかったのです。現在私どもがやっておりますのは、例えばバイパス沿いというのは、多分道路建設の際にはそれなりの調査をしているだろうと、県の協力を得ることができるだろうと、できない場合は本格的な調査をしなければならいけれども、とりあえず予見をすることはできるだろうと。その他の土地についても予見できそうなものはしておりますが、実は率直に申し上げて、先ごろ発表された津波の危険度の高い地域という周辺も調査をしております。そういうような要素から外して、残った部分については、まず参考になる資料を探そうと。その後で改めて正規の調査をして、支持地盤がどのくらいの深さにあるのか、これ30メートルから27メートルぐらいになるだろうという想定をして今検討をしております。それにしても相当深いのです。そのような状態で実質的な調査よりも、関係する公的な建物があった場合には、

多分そこを調査しているはずだから、過去の書類を探そうという手段を講じております。今申し上げたのは、具体的には県でやった道路建設に際しての調査等を提供してもらえれば、それを参考にしたいということです。

電源三法交付金は、窓口としてはむつ市に入ります。これを事務組合の方に負担金として支出をします。それから、建設に当たる法律的な意味の立場は事務組合が工事に当たります。ただし、事務組合には建築担当の職員がおりません。ですから、併任辞令を出します。むつ市役所の建築担当の職員に併任辞令を出します。これは、大畑庁舎におろうが本庁舎におろうが、それは関係なく併任辞令を出して、協力し合って、きちんとしたものをつくるという手順になります。

○議長（宮下順一郎） 5 番。

○5 番（堺 孝悦） 適地選定については、県とか、あるいはそれに該当するような土地の調査が既にあれば、それを十分利用するということでこれはわかります。その方が経費も安くつくのでいいと思います。

それともう一つ、庁舎については電源三法交付金の交付団体である市に来るわけですから、市がそれを当然所管すると、そういうことでいいのですけれども、やはり实际的に活用する部分では、現場の消防署がそれを使うわけですから、つくる際には十分協議をするという意味で、今市長が言ったとおり、建築のプロがそちらに出向くということは、いわゆる協調という言葉になりますけれども、非常に私はいいアイデアだと思っています。

私は、実は大畑の消防署長と同期なもので、個人的にも話をしまして、「署長、どうなのだ、いい場所ないか」ということで話をしまして、署長も非常にびっくりして、「今一生懸命探しているところだ」と。将来的に消防署の建物がどうあるべきかという非常に前向きな考えを持っていまして、非常にいいアイデアを持っていました、いろいろ話を聞きました。そして、子供たちから、それからお年寄りまで、防災について非常に気軽に消防の活動にご理解を得るために、日ごろ密接な関係を持つための公共的な建物にしたいのだと、そういう思いを持っていますので、ぜひそういう現場の声を取り入れて、なおかつ建築基準法にのっとって、そして防災と。大畑は特に、十勝沖地震で僕も高校を終わったすぐ当時ですけれども、すごく怖い思いをしているわけです。当時はすぐ地震が起きたら大安寺に逃げると、こういうことで我々も承知しています。特にこれから市長がご存じのとおり、大災害に対するむつ市の防災体制も非常に大がかりになるはずですので、ぜひこの辺で十分両者ともども住民の意見も聞きながら、さすが合併したらいいものがあったと、見直しただけあるなと思われるような構造物にしていだきたいと思

っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告及び大畑消防署庁舎建設に係る予定地についての説明についての質疑を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

（午後 3時54分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 宮 下 順一郎